

議案第1号

文化財の県指定について

文化財の県指定について、別紙のとおり提出します。

平成22年7月27日

鳥取県教育委員会教育長 横 濱 純 一

【県指定保護文化財の指定】

平成22年7月23日開催の鳥取県文化財保護審議会で、指定することについて答申された下記文化財について、鳥取県文化財保護条例第4条第1項の規定に基づき、鳥取県指定保護文化財に指定する。

名 称	所在地
井手挾3号墳出土埴輪一括	米子市



盾持人埴輪



鹿埴輪

文化財的価値

井手挾3号墳出土の埴輪群は、個々の保存状態がよく、多彩な形象埴輪群と、円筒埴輪群で構成される良好な一括資料である。古墳における埴輪祭祀の意味や、当該地域の古墳文化の特色を探るうえで、極めて高い学術的価値をもつものであると評価される。

名称	所在地
松に猿嵌木丸額	鳥取市



全体像



部分拡大

文化財的価値

松に猿嵌木丸額は、鳥取県出身の木工芸家である西村莊一郎によって制作された木象嵌作品である。象嵌の細密な描写、濃淡の表現など、迫力のある絵画的な文様を大規模に展開した大作である。西村の代表作というばかりでなく、明治工芸の代表作品としても位置づけられ、鳥取県の工芸史上、貴重な作品と評価される。

木象嵌とは素地の木材に文様を描いて彫り、その部分に色や木目の違う木片などをはめ込み、絵画や図柄を表現する技法（作品）のこと。

名 称	所在地
桑田家住宅及び醤油醸造施設	倉吉市



本通り沿いの外観



主屋座敷棟2階 不老閣

文化財的価値

桑田家住宅及び醸造施設は、重要伝統的建造物群保存地区打吹玉川地区にとって欠くことのできない存在であると同時に、鳥取県の近代和風住宅を理解する上で重要である。また作業場をはじめとする醸造施設は、敷地全体を使った近代の醸造の形態を良くとどめており貴重である。

名 称	所在地
高田酒造(高田家住宅及び醸造施設)	倉吉市



本通り沿いの外観



オクノマ

文化財的価値

主屋は倉吉の商家の典型例を示し、建築年代が明確であることから県内における近世末期の商家を知る上での指標となる重要な遺構である。また、敷地内の施設は醸造の過程を知る一連の施設が残されており、近世から近代に至る産業施設の様相を知る上で貴重である。

【県指定名勝の指定】

平成22年7月23日開催の鳥取県文化財保護審議会で、指定することについて答申された下記文化財について、鳥取県文化財保護条例第30条第1項の規定に基づき、鳥取県指定名勝に指定する。

名称	所在地
桑田氏庭園	倉吉市



桑田氏庭園中庭（西庭）



桑田氏庭園坪庭

文化財的価値

桑田氏庭園は、近代和風建築の町屋に伴う庭園として良好な状態を保っており、鳥取県中部における明治期の伝統的な近代庭園の特徴を伝える事例として貴重なものである。

名称	所在地
高田氏庭園	倉吉市



高田氏庭園中庭



高田氏庭園北端の露地

文化財的価値

高田氏庭園は、近世の町屋に伴う中庭のあり方を窺う上で貴重であり、また北側には明治期に茶室と露地を新たに付加して、近代庭園とも見事に一体化した点において独自の存在である。鳥取県における近世から近代における庭園史上で欠くことのできない重要な資料といえる。

【参考：鳥取県の国・県指定文化財の件数（うち今回の指定件数）】

県内	県指定文化財		240(6)	国指定文化財		115
	保護文化財		112(4)	国宝・重要文化財		54
	考古資料		18(1)	考古資料		11
	工芸品		14(1)	工芸品		5
	建造物		20(2)	建造物		16
	名勝		7(2)	名勝		4
	庭園		6(2)	庭園		3

保護文化財				重要文化財	
鳥取市	39(1)	工芸品	8(1)	11	工芸品 1
倉吉市	24(2)	建造物	5(2)	8	建造物 1
米子市	7(1)	考古資料	3(1)	3	考古資料 1
県指定名勝				国指定名勝	
倉吉市	2(2)	庭園	2(2)	0	庭園 0